本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第九二号）（総務省）

1　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三七号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇利息制限法施行令等の一部を改正する政令（政令第九三号）（金融庁）

一　利息制限法施行令の一部改正関係

消費税及び地方消費税（以下「消費税」と総称する。）の税率の引上げに伴い、債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料のうち利息とみなされない額の上限を引き上げることとした。（第一条関係）

二　貸金業法施行令の一部改正関係

消費税の税率の引上げに伴い、債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料のうち利息とみなされない額の上限を引き上げることとした。（第二条関係）

三　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の一部改正関係

消費税の税率の引上げに伴い、貸付けの相手方が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料のうち利息とみなされない額の上限等を引き上げることとした。（第三条関係）

四　この政令は、令和元年一〇月一日から施行することとした。

◇令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第九四号）（内閣府本府）

1　令和元年六月六日から七月二四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第九五号）（国土交通省）

建築士法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第九三号）の施行期日は、令和二年三月一日とすることとした。

◇建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第九六号）（国土交通省）

一　建築士法施行令の一部改正関係

1　一級建築士の免許の登録手数料の額を二万八、四〇〇円とすることとした。（第三条関係）

2　一級建築士試験の受検手数料の額を一万七、〇〇〇円とすることとした。（第四条第一項関係）

二　地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

1　二級建築士又は木造建築士の免許の登録手数料の額を二万四、四〇〇円とすることとした。（本則関係）

2　二級建築士試験又は木造建築士試験の受検手数料の額を一万八、五〇〇円とすることとした。（本則関係）

三　施行期日

この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第九七号）（文部科学省）

一　国立大学法人法施行令の一部改正関係

大学総括理事の申出により法人の長が任命する部局の長の範囲等を定めることその他学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

二　私立学校法施行令の一部改正関係

特別の利益を与えてはならない学校法人の関係者を定めることその他改正法の施行に伴う所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

三　関係政令の整備

その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（第三条～第七条並びに附則第二項及び第三項関係）

四　経過措置

1　国が国立大学法人岐阜大学（以下「岐阜大学法人」という。）から承継する資産の範囲等について定めることとした。（第八条関係）

2　国立大学法人東海国立大学機構が行うものとされる岐阜大学法人の行った事業に係る積立金の処分に係る承認の手続等について定めることとした。（第九条関係）

3　岐阜大学法人の解散の登記の手続を定めることとした。（第一〇条関係）

五　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第九八号）（文部科学省）

1　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三七号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四七年政令第一〇六号）について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、整備法附則第一条第二項に掲げる施行の日から施行することとした。

◇愛玩動物看護師法の一部の施行期日を定める政令（政令第九九号）（農林水産省・環境省）

愛玩動物看護師法（令和元年法律第五〇号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年一二月一日とすることとした。

◇農林水産省組織令及び環境省組織令の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（農林水産省・環境省）

一　農林水産省組織令の一部改正関係

消費・安全局及び同局畜水産安全管理課の所掌事務に愛玩動物看護師に関することを加えることとした。（第一条関係）

二　環境省組織令の一部改正関係

自然環境局及び同局総務課の所掌事務に愛玩動物看護師に関することを加えることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五〇号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和元年一二月一日）から施行することとした。

◇農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一〇一号）（農林水産省）

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一二号）の施行期日は令和元年一一月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和二年四月一日とすることとした。

◇農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一〇二号）（農林水産省）

一　農地中間管理事業の推進に関する法律施行令の一部改正関係

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一二号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正関係

利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限定する旨が定められている農用地利用規程についての利用権の設定等の対価の算定方法及び有効期間を定めることとした。（第二条関係）